

その他、国、地域におけるクオータ制の動き

女性政策における公共調達等での優遇措置などを設けている国や地域

■EUにおけるクオータ、公共調達への優遇

2012年に女性役員クオータ制指令案が提出され、2013年に可決された。2020（一部2018）年までに加盟国大手上市企業の非業務執行取締役を男女とも最低40%（途中2015年で30%）にするというもの。圧倒的多数で可決され、EU理事会へ提出された。「パブリックコメントを経て、2015年、EU理事会から修正案が示された。この修正は、性別クオータ制の対象を『取締役』から『業務執行役員』にまで拡大し、数値目標は『非業務執行役員の40%、又は役員全体の33%』とされ、事実上ハードルが下げられたこととなった。指令案のタイトルも『上市会社の役員におけるジェンダー・バランスと関連措置の促進に関する指令案』に改められ、これらは2017年の再修正案3に踏襲された。なお、2018年9月末時点ではこの再修正案が最新の内容を伝えるもので、指令自体はまだ成立していない。」主に反対するのはドイツ、英国、北欧諸国などで、女性登用が進んでいる北欧が意外にも反対に回るのは、独自に取り組んでいるからEUで一律の規制をされたくないといった主張だという。

「再修正案の構成は、対象企業の準拠法は本店所在国の法律とし（2条bis）、中小企業の適用除外（3条）を定め、クオータ制については4条で規定している。すなわち、男女バランスの目標として、2022年12月31日までに、非業務執行役員の少ない方の性別の構成員が少なくとも40%を占めること、又は業務執行役員を合わせた役員全体で、少ない方の性別の構成員が少なくとも33%を占めること（同条1項）とした上で、前項においていずれかの性別の構成員が50%を超えないこと（同2項）とした。すでに国内的措置を実施している加盟国は、たとえその国内的措置の数値目標が本指令の数値より低くても2024年12月31日までは適用除外となるとした。」

参照・引用：<http://yukun-jp.com/report/2018/12/01/eu-3/>

（ユーラシア研究所2018年12月1日 99.欧州における女性会社役員のクオータ制導入の動き-上田 廣美）

■公共調達において女性優遇やマイノリティ優遇等のある国の例

a) ケニア

ナイロビ州政府は契約のうち30%に相当する金額を、社長及び従業員の70%以上が若者、女性、障がい者である小規模事業者に発注することを2013年規定。

出典：ケニア法227条、55条にもとづく政府調達促進プログラム（2010年）

b) 南アフリカ

優先調達法制(Act No. 5 of 2000)に基づき、入札に当たり女性の経営する企業に優先

ポイントを与える施策を実施。

c) チリ

公共調達において、1997年から、調達プロセスを透明化・簡便化するために、E-調達システムを整備し、女性経営者の多い中小企業からの調達を促進。さらに、2015年の公共調達法の改正に伴い、すべての公共調達において、女性優遇基準を活用するよう、2016年のガイドラインで規定。公共調達システムには、女性経営企業優遇のための評価項目が含まれるようになった。公共調達システムの運営・推進機構 ChileCompra が、具体的なアクションプランを設定。その結果、2016年に、女性優良企業の認証制度を開始。女性経営の企業なし、女性従業員が50%超の企業に交付。これにより、入札時、選定評価項目にこの認証要件を含めることができるようになった。

その他、間接的な優遇を含め、イスラエル、ザンビア、南アフリカ、韓国、ボツワナ、ナミビア、オーストラリアにも同様の女性経営企業への優遇措置が確認できる。

参照：Gender-smart Procurement - 20.12.2017.pdf (chathamhouse.org)

<https://www.chathamhouse.org/sites/default/files/publications/research/Gender-smart%20Procurement%20-%2020.12.2017.pdf>